

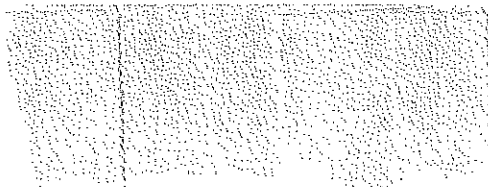
様式第9号

意見書・再意見書

H.28年 6月25日

吹田市長様

住所  
氏名  
電話番号



( 法人にあっては、その主たる事務所の )  
所在地 東京都千代田区千代田

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり

説明報告書に対する意見書  
見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	吹田市青山台4丁目宅地開発計画			
事業区域の位置	吹田市青山台4丁目 119-432			
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他( )			
意見の内容	添付資料参照下さい。			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※受付印
※備考				

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。  
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

意見書に対し、事業主様よりもご理解有るご見解を頂きありがとうございました。

1. 17号地の高さを下げる見直し
  2. 環境と安全を悪化させる獣道の撤去
  3. 周辺緑地帯を出来る限り残し環境を維持する取り組み
  4. 工事を何度も行わず一回で済まし、住民負担を低減して頂くご配慮
- 上記4点、ご理解とご検討を頂けるとの事、どうぞよろしくお願い致します。

尚、吹田市様との協議の内容や進捗状況についても、状況をお知らせ頂ければ幸いです。

再意見を述べたいのですが、今回の頂きましたご見解書は、事業主様のご理解は頂けたとの事ですが、全て吹田市様との協議の上ご見解を頂くとの内容となっておりますので、協議の状況に対して、再意見を聞いていただく場をご設定頂ければ幸いです。

前回の意見書は吹田市長様宛てとなっておりますので、吹田市様からのご見解も頂こうと、吹田市開発審査室様にお話しを伺いましたが、吹田市の開発審査室では本件に対する市への窓口業務は行わず、見解書が市長様宛てとなっているのは形だけで、事業主様から直接見解書をもらう設定になっているのご説明を頂きました。

又、市の見解を伺いたいのであれば、開発審査室様ではなく、市民総務室の広聴担当様窓口で道路室の資産管理ご担当様に一から意見を伺う様にとのご指示も頂きましたが、状況をご理解頂けるか不安な為、既に事業主様より市のご担当者様とご検討を頂いているかと思しますので、申し訳ありませんが、協議の内容や進捗状況をお知らせ頂ければ幸いです。

以上、お手数をお掛けしますが吹田市様とご検討された結果のフィードバックと意見を述べる場の設定を宜しくお願い致します。

2/1



## 再意見書 1 に対する再見解書

度重なる貴重なご意見ありがとうございます。

以下に弊社再見解を述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1. 吹田市土木部道路室との協議の上、南側吹田市所有の土地内に構造物（擁壁）を設置することが可能と判断されるのであれば、17号地の高さについて再検討致します。
2. 弊社土地にかかる獣道のようなものは、造成し宅地とします。
3. 周辺緑地帯は可能な限り残し、環境を維持します。
4. 可能な限り住民負担に配慮した工事計画を行います。

協議の進捗状況に関しまして、可能な限りアナウンス致します

意見を述べる場の設定は、これ以降は個別で行いたいと思っておりますので、ご連絡先をお教えいただくか、以前説明会等でお配りさせていただいた説明資料に弊社の連絡先を記載しておりますので、ご連絡いただければと思います。

以上